

規制撤廃・緩和に関する要望

行政改革委員会、規制緩和小委員会の活躍に期待する

1995 年 9 月 8 日

はじめに

1. 本要望書は、このたびの「規制緩和に関する論点公開」に際して広く意見を求める貴小委員会の要請に対し、規制緩和推進計画の年次見直しに供する今後の検討に資していただくためにも提出するものです。
2. 経済同友会では、本年 11 月初旬を目途として規制の撤廃・緩和要望を提言としてとりまとめて発表し、政府・行政改革推進本部にも提出いたす予定です。
3. 本書に掲げました各項目は、その発表に先立ち、貴小委員会の要請に対し緊急にとりまとめたものです。したがって、その内容においては精査すべきでありながら時間の関係上踏み込みが足りないものもあると考えますが、今後検討の進展に伴い、適宜貴小委員会にも提出させていただきたいと存じます。
4. 各項目は、(1)規制緩和推進計画の策定時に本会が政府に要望した項目の中から、未だ達成されておらず引き続き撤廃・緩和を求めるもの、(2)今回の取りまとめに際し、新たに追加して要望するものとで構成いたしております。

目次のページにそれらを仕分けた表示をしてありますのでご参照下さい。

5. 本書においては、10 分野 42 項目の要望をとりまとめておりますが、これらの項目以外にも、例えば(1)農産物価格支持制度の見直し、(2)旅客鉄道運賃をはじめとする公共料金の設定方式、(3)郵政事業の民営化の是非、等についても幅広い観点から慎重な検討がなされるべきだと考えております。
6. 規制緩和を真に進展せしめるには、政府・政治家に要望するだけにとどまらず、まず企業・経済界が率先して自己改革を断行し、談合体質や系列、商慣行等の公的規制以外の民間自身によるいわゆる「規制」については是正していくことが必要と考えます。

今後我々は、是正に向けて取り組んで行く決意であることを表明します。

目 次

* 各項目の頭部の印は、同友会要望の属性

□印の項目は、昨年度も要望しているもの

印の項目は、本年度新たに追加するもの

* 「計画」の欄は、規制緩和推進計画における取扱い状況

は我々の要望とは必ずしも一致しないが何らかの形でふれられているもの

× は取り扱われていないもの

* 「論点」の欄は、行革委規制緩和小委員会の論点公開における取扱い状況

○ は取り扱われているもの

× は取り扱われていないもの

・土地・住宅

要望属性	内容	計画	論点
	建築確認申請手続きの迅速化		×
□	住宅に関する収納スペースの容積率緩和	×	×
	定期借地権住宅供給促進のための法税制の改善		○
□	市街化調整区域の土地利用の実態調査と線引きの見直し		○

・流通

要望属性	内容	計画	論点
□	大店法の段階的廃止と当面の更なる緩和の実現		○
□	酒類小売業免許制度の一層の緩和		○
□	製造たばこの小売販売許可の一層の緩和		○
□	医薬品販売の規制緩和	×	○

☐	化粧品・医薬品の再販売価格維持制度指定の早期廃止	×	○
	旅行業法における取扱主任者配置義務の見直し	×	×

. 運輸

要望属性	内容	計画	論点
	内航海運における船腹調整制度の見直し		○
	港湾関連諸規制の緩和		×
	外航海運における日本籍船の海外貸渡し及び海外譲渡にかかる規制撤廃	×	×
	車検制度の規制緩和		○
☐	トラック最低保有台数の規制撤廃	×	○
☐	トラック輸送における市場原理による自由な運賃設定の実現		○

. 情報・通信

要望属性	内容	計画	論点
☐	第1種電気通信事業における料金・サービス規制の見直し		○
☐	オンライン・ネットワーク・サービスをめぐる課題		×
☐	社会の情報化を促進するための課題		×
	ニュールールを策定・審議・運営するための第3者機関の設置	×	×
	NTTのあり方をめぐる課題		○

. 資本市場

要望属性	内容	計画	論点
	2000 年に向けて国際競争力のある資本市場を構築するための包括的な枠組みの策定	×	
	機関投資家による運用パフォーマンスの公開促進	×	×
☐	新商品開発競争の促進		×
	利用者制限の見直し・緩和		○
	社債流通市場の効率化の推進	×	×
	取引に係わるコンプライアンスコストの削減	×	×

. エネルギー

要望属性	内容	計画	論点
	電源開発計画における入札電源の位置付けの明確化による新規参入促進		○
	電力事業における直接供給規制の緩和		○
	ガス料金の低減化をはかる大口供給の自由化促進		○
	ガソリンスタンド開設時におけるガソリン供給元証明の廃止		○
	ガソリンスタンドのセルフ化の解禁		○

. 雇用・労働

要望属性	内容	計画	論点
☐	有料職業紹介事業の規制緩和		○
☐	労働者派遣事業の規制緩和		○
☐	裁量労働の規制緩和		×
☐	労働契約期間の規制緩和		×
☐	女性の雇用に関する規制緩和		×

. 競争政策

要望属性	内容	計画	論点
☐	持株会社禁止規定の撤廃		○
☐	大規模会社の株式保有総額規制の撤廃		○

. 農業

要望属性	内容	計画	論点
☐	米穀流通の完全自由化		○

. 法務・その他

要望属性	内容	計画	論点
	法曹人口の大幅増員と抜本的司法改革への着手	×	○
☐	ストックオプション制度の創設	×	×

. 土地・住宅

1. 建築確認申請手続きの迅速化

建築確認制度においては、申請受理後、建物の規模等に応じて7日または21日以内に審査を行なうこととされているが、不適合である場合の設計図面訂正後の審査期間については規定されていないため、軽微な設計ミスの指摘であっても訂正後の審査に相当期間を要するなど、確認の通知までの期間が想定出来ないのが通常となっている。

設計図面訂正後の審査期間についても期限を定めるとともに、200m²未満2階建以下の住宅といった一般的な建物の確認事務については、建築主事と同等の技能を必要とする資格制度を設ける等民間の活用を図ることにより、処理期間の短縮を図るべきである。

2. 住宅に関する収納スペースの容積率緩和

居住形態の多様化や既成市街地等における合理的土地利用に対する要請の高まり等を背景に、昨年は住宅における地下室の容積率緩和が実現した。

一方、収納スペースの拡大に関しても住宅需要者の要望は強い。小屋裏等を活用した収納スペースは、建物空間の合理的利用を図るものであり、その容積率緩和を進めるべきである。現状では、住宅の小屋裏を利用した収納スペースは、直下階の床面積の8分の1かつ天井高1.4m未満の場合は容積不算入となっている。これを、床面積に対する割合を4分の1に緩和するとともに、利用者の利便を考慮し、1階の床下、小屋裏、1階と2階の間、2階と3階の間の天井高1.4m未満の収納についても同等に扱うように規制緩和を図るべきである。

3. 定期借地権住宅供給促進のための法税制の改善

良質低廉な住宅の供給策の一つとして、定期借地権住宅の普及促進が望まれている。同住宅の供給を促進するため、税制面での改善と各種法制上の整備を早急に進めるべきである。

(1)相続税の取り扱い

定期借地の供給主体は主として個人であり、相続発生時の税制上の取り扱いについての関心は極めて高い。一般に相続税課税上の財産評価の原則は時価評価であるが、評価の簡便化を図るため、従来の借地権と同様に、定期借地権やその底地についても国税当局により評価方法が定められている。

しかしながら、制度創設後歴史の浅い定期借地権やその底地に関しては、流通事例が存在しないため、土地所有者に不利な理論上の計算によって評価方法が定められ、土地所有者の供給意欲を阻害している。

定期借地が普及し、流通事例によりその適切な時価の評価方法が確立されるまでの間、相続税の取り扱いについては、妥当性を欠かない範囲内で、制度利用者に有利な取り扱いとすべきである。

(2)区域内道路の定期借地終了時の宅地への復帰

一団の戸建住宅を建設する場合、接道上、新たに区画道路を設けることが必要となることが多いが、現行法制においては、一度設けた道路の廃止は著しく困難であり、将来の一体敷地としての利用が難しくなることが懸念される。一般に、郊外の定期借地権戸建住宅を供給する土地所有者の有力な動機は、定期借地終了後、市街化の熟度に応じた土地の高度利用を行なうことにあり、土地所有者の供給意欲や優良な開発を阻害する要因となっている。

一団の定期借地権住宅の建設のための区画道路については、定期借地権終了時に廃道を行なえるよう、あらかじめ制度上の担保を行なうべきである。

4. 市街化調整区域の土地利用の実態調査と線引きの見直し

大都市圏の住宅問題の解決のためには、居住の選択の拡大・競争の促進による価格の低減・質的向上を図るため、新市街地の開発による宅地供給の量的拡大が重要な課題である。また、大都市圏の市街化調整区域では、農用住宅や既存宅地における建築や違法な建築等による無秩序な市街化や耕作放棄が進行しており、早急に計画的な土地利用の枠組みを作る必要がある。

大都市圏における合理的な土地利用促進については、国土庁、農林水産省、建設省による協議会が設けられ、耕作放棄農地の解消については、実態調査が実施され所在市町村の協議会において検討が進められているが、市街化調整区域全般に関する実態の把握が十分でなく、また、従来の土地利用の

都市的・農業的にとらわれない国民的な見地からのオープンな議論が行われているとは言い難い。

市街化調整区域の実態について早急な調査の実施、議論の過程への実質的な民間の参画、都心40Km圏の鉄道駅2Km圏内の区域の市街化区域への原則編入等の土地利用についての具体的な基本方針の策定を行ない、線引きの見直しを推進すべきである。

・流 通

1. 大店法の段階的廃止と当面の更なる緩和の実現

大店法は、3段階にわたる規制緩和措置が一部で実効をあげつつあるものの、その基本的枠組みに変化はなく、潜在的抑止力という側面も含めての「参入規制」、あるいは休日や閉店時間等に関する「営業規制」として企業活動を制限し、効率的経営や起業家精神の発揮を阻害している。本法の存続は、小売業者同士の競争を阻害し、消費者の選択の自由を制限するばかりか、流通機構の近代化・効率化の妨げともなり、内外価格差を生み出す原因ともなっている。

大店法については当面以下の措置を講ずるものとし、一定の移行期間後に廃止すべきである。

- (1)閉店時刻及び休業日数規制の撤廃
- (2)地元意見集約制度を廃止し、出店手続きの透明性・公平性を確保する
- (3)地方自治体による独自規制を適正化し、規制撤廃・緩和の実効確保を図る

2. 酒類小売業免許制度の一層の緩和

酒類販売に関する現行免許制度は、実体的には需給調整的参入規制であり、消費者の利便性及び市場経済原則に則った事業者の経営努力、起業家精神発揮の機会を喪失させており、当面次の緩和措置が必要である。

- (1)一般酒類小売業免許の参入要件における「場所的要件」の見直し

(2)一般酒類小売業免許の参入要件における「年度内免許枠制限」の緩和

(3)大型店舗酒類小売業免許の参入要件の面積基準(10,000m²)の廃止

また将来的には、免許制を届出制へ移行する方向で見直すことが必要。

3. 製造たばこの小売販売許可の一層の緩和

たばこの小売販売については、「小売店の激変緩和措置」と「未成年者の喫煙防止」を趣旨に、販売許可制度による参入規制と小売定価制が採られているが、規制開始から10年が経過しており、次のような抜本的な見直しが必要である。

(1)許可基準の見直しにとどまらず、許可制から届出制への変更

(2)小売価格の自由化

4. 医薬品販売の規制緩和

医薬品の販売については、その商品特性から販売許可制度や薬剤師による管理義務が課されているが、胃腸薬・風邪薬・解熱剤等、購入使用にあたって特別な商品知識を必要としない一部の医薬品については、深夜の体調急変時等のニーズにも応え、消費者の利便性を高める観点から、登録制の導入によりコンビニエンスストア等一般小売業での販売を可能とすべく次の措置をとるべきである。

(1)品目を限定した医薬品販売についての登録制の導入

また一気に登録制への移行が出来ないとすれば、当面は次の措置を講ずるべき。

(2)一般販売業における管理薬剤師及び補助薬剤師配置義務の見直し

(3)薬種商販売業資格制度の見直し

(4)対面販売義務の見直し

(5)一般販売業及び薬種商における試験検査制度の廃止

5. 化粧品・医薬品の再販売価格維持制度指定の早期廃止

メーカー段階における再販商品の売上高全体に対する比率は、化粧品・医薬品ともに1割程度であり、当該制度に依存する割合は極めて低い状況である。また、同制度により自由な競争が損なわれ価格を硬直化させており、小売業者の販売努力が価格に反映されないため、享受すべき消費者の利益が損なわれている。

再販売価格維持制度は、「1998年3月末までに全ての指定品目について取り消しのための所要の手続きの実施を図る」とされているが、廃止すべきとの結論であるならば、即刻または出来るだけ早期に廃止すべきである。

6. 旅行業法における取扱主任者配置義務の見直し

「ゆとり志向」の代名詞として旅行がますます一般化・拡大の方向を示している中、コンサートチケットや鉄道の乗車券と同様に、旅行商品を手軽に購入したいというニーズが高まっているものと考えられる。しかし現状では、旅行商品の販売にあたっては店舗には旅行取扱主任者を配置する義務があり、コンビニエンスストアやプレイガイド等の店舗では販売することができない。

このため、商品設計が明確で高度な商品説明が不要なパック旅行等の商品については、旅行取扱主任者の配置義務を免除し、コンビニエンスストア等での販売を可能とすべきである。

・運 輸

1. 内航海運における船腹調整制度の見直し

わが国の内航海運は1964年の内航二法（「内航海運業法」、「内航海運組合法」）施行により、不況カルテルの性格をもったS & B（スクラップ＆ビルド）方式の船腹調整を行っているが、業界として本制度に過度に依存してきたため、体質改善が進まず企業基盤は脆弱なままである。また、内航船建造権自体が売買の対象とされ、市場価格を形成、ひいては銀行借入の担保に使われるなど、規制による副産物を生んでいる。

船種(モーダルシフト対象船であるか等)、あるいは引き当て貨物の有無等の状況に応じ、順次段階的に本制度の解消を図り、最終的には新規参入自由の状況を創出すべきである。

ただし、完全自由を実現する為には、大きな影響を受ける中小船主への対策が必要である。

2. 港湾関連諸規制の緩和(国内主要港の国際競争力回復)

わが国の港湾利用にかかる代価(とん税、特別とん税、入港料、岸壁使用料)は諸外国とりわけアジア諸港に比べ著しく割高である。また、船内・沿岸荷役等にも参入規制・認可料金制が設定されており、こうした諸規制によりわが国主要港の国際競争力は低下している。

港湾関連諸規制を緩和することにより、周辺諸国の料金と対等にし、競争力を回復する必要がある。

3. 外航海運における日本籍船の海外貸渡し及び海外譲渡にかかる規制撤廃(海上運送法44条・2の撤廃)

現状、日本籍船を海外に貸渡したり、海外に譲渡する時は運輸省の許可を必要とするが、こうした規制により経営における機動性が阻害されている。船舶の海外貸渡しはごく日常的な事例であり、その都度許可を取得することは現実的ではない。また、譲渡に関しても、船舶の市場価格は刻々と変動するため手続きに時間を要するうちに売却の好機を逸することがある。

規制を行う理由も明確ではなく本規制の早急な撤廃が望まれる。

4. 車検制度の規制緩和

本年7月の緩和措置により、自家用自動車については6ヶ月点検義務付けの廃止などの改善をみたが、事業用車両については依然として1年ごとの車検が義務付けられており、コスト高の一要因となっている。事業用車両には整備管理者の選任が義務付けられており、自家用自動車以上に頻繁な日常点検をも行っているのであるから、少なくとも自家用自動車と同等に取り扱うべく次の措置を図るべきである。

(1)1ヶ月、3ヶ月の定期点検義務付けの廃止

(2)車検期間の2年ごとへの延長

さらに、自動車の性能向上に対応し、自家用・事業用車両とも車検期間の更なる延長を図るべきである。

また自家用自動車については、今回の緩和措置により「前検査・後整備」が国の車検場へ自動車を持ち込む場合(ユーザー車検)に限り認められたが、ほとんどの人が利用している指定工場での民間車検についても、検査と整備の分離を図り、「前検査・後整備」を認めるべきである。検査の公正・中立性は、罰則で担保出来ると考える。

5.トラック最低保有台数の規制撤廃

1990年の法改正によりトラック事業は免許制から許可制に変わったが、施行規則ではトラック最低保有台数規制が残されており、5台から十数台の範囲で各運輸局ごとに台数を定めている。しかし本規制に関しては、(1)運輸局ごとに必要台数が異なるのはなぜか、(2)なぜ5台以下では不可とされるのか、(3)参入後の減車により必要台数を満たしていない業者が見受けられる等、運用に関する疑問点が多い。

折角の許可制への変更にかかわらず、こうした細則によって緩和の効果が著しく減殺されているのが実状であり、上記の疑問に対する明確な回答がないのであれば本規制は撤廃すべきである。

6.トラック輸送における市場原理による自由な運賃設定の実現

(原価計算書の添付義務の撤廃)

現在、トラック運賃は事前届出制となっているが、原価計算書の添付が必要とされており、「コストプラス利潤が運賃である」という許可制における精神をそのまま残したものであると言える。しかし運賃は本来、市場が決定すべきものであって、荷主を満足させるサービスを提供して信頼を得る事業者が、荷主と共同してコスト削減の努力などを通じた運行効率の向上を図っていくべきものである。事業者はそれによって利潤を得る。

原価計算書の添付は実態にもなじまず、早急に撤廃すべきである。

他にトラック事業に関する規制としては、車両総重量規制について見直しを図るべきとの意見もある。（「車長、軸距にかかわらず3軸車25トンまでの規制緩和を図るべき」との意見）

・情報・通信

1. 第1種電気通信事業における料金・サービス規制の見直し

日米の回線使用料金の価格差は、例えば専用回線において6倍もの開きがあり、インターネットの普及も相俟って、料金体系の見直しは不可避である。

また、需要規模を前提とした料金・サービス規制を見直し、経営の効率化によるコスト削減効果が利用者に還元できる制度が必要であると考える。

これらの考え方から、基本的サービスにかかわる料金は規制しつつも、新しいサービスについては原則自由にするべき。また、プライスカップ制の導入についてもその是非について検討を進めるべきである。

2. オンライン・ネットワーク・サービスをめぐる課題

通信ネットワークによって、電子取引を行なおうとする動きが活発である。しかし現在、法人税・所得税等の税務用帳簿類は、電子データ媒体による保存が認められておらず、電子取引におけるデータも紙に出力して保存しておかなければならない。このため、電子取引の普及に一定のブレーキがかかっているのが現状である。

一方、各種法律によって保存が義務付けられている、例えば、商業帳簿、古物台帳、健康診断個人票等については電子データ媒体による保存が認められるなど、進展する情報化に対応するための制度の見直しが進められつつあるところである。

税務用帳簿類についても、データの改ざん防止策などの措置を講ずることにより、電子データ媒体による保存を認め、一層の電子取引の進展を促すべきである。

3. 社会の情報化を促進するための課題

(1)行政情報化の推進

米国では、連邦政府の調達に関しては、1997年1月に「CALS」以外では受け付けなくするということである。「CALS」とは、あらゆる情報をコンピュータ・ネットワークでやり取りし、企業や国の枠を超えて生産性の革新的な向上を図るもので、現在、我が国においても国際的競争力維持のため、「CALS」導入に急速な関心が集まっており、産業界を中心として取り組みを始めたところである。

[CALS: Continuous Acquisition and Lifecycle Support / 生産・調達・運用支援統合情報システム、または、Commerce At Light Speed / 高速の商取引]

このような発展する情報・通信技術に対する産業界の取り組みに比べ、行政は、昨年末決定された行政情報化推進基本計画にそって情報化を進めつつあるところであるが、そのスピードは遅々としたものがあり、民間の要請に全く応えきれていないのが実状である。

社会の情報化を加速させるためには、行政のよりダイナミックな情報化の展開が要請されるところであり、そのためには重点的な公共投資政策を図り、情報化整備に必要な予算を確保する必要がある。

(2)CATVの普及促進

CATVは情報通信基盤として中枢的な役割を果たすことが期待されながら、その普及率は未だ低い状況にとどまっており、事業者の経営基盤も確立されていない。CATVの公共性に鑑み、その普及を促進し、事業者の経営基盤を確立するためには、放送設備の所有と放送サービスの提供を同一の事業者が実施しなければならないという義務付けをしている現行有線テレビ法を改正し、番組ソフトと放送設備の有効利用を促進すべきである。

4. ニュールールを策定・審議・運営するための第3者機関の設置

フレームリレーサービスやVPNサービスにおいてあったような、NTTと新電電との通信回線接続をめぐる問題に示されるように、公正有効競争の確立のためにも、民間ベースの中立的な第3者機関の設置が望まれる。

米・英においては、通信の自由化を進める際にFCCやOFTELのような第3者機関を設置している。

5. NTTのあり方をめぐる課題について

NTTの経営形態をめぐっては、電気通信審議会の「NTTの在り方についての特設部会」において、本年度内に結論を得ることとなっている。

NTTのあり方は、日本における情報・通信産業のあり方を方向付ける大きな検討課題であり、小委員会の論点整理においても論点として掲げているように、接続問題、NTTの地域網の独占性、将来のネットワーク構築、国際競争力、研究開発力、等々、検討すべき多くの課題がある。

経済同友会としては、今後、規制緩和の観点のみならず、より包括的な課題として本課題に取り組んでいく所存であるが、何れにしても我々は、技術的な不確実性が大きな産業を規制によって制御することは極めて困難であり、マーケット・メカニズムに則り事業者自らの判断によってリスクを負いながら事業展開を図っていくことが合理的であると考ええる。

この観点から、NTTの経営形態の検討に際しては、事業者を規制する会社法であるNTT法、KDD法についても廃止の方向で検討する必要がある。

・資本市場

1. 2000 年に向けて国際競争力のある資本市場を構築するための包括的な枠組みの策定

金融・資本市場においては、単に規制緩和として論ずるよりも、規制のあり方をより効率化、透明性の向上に向けて変革することが重要であり、その意味では、個別具体的な事項を一つ一つ取り上げて規制緩和を要望することには限界がある。

従って個別論は継続するにしても、その個別事項の選択をする際のリファレンスとしても、包括的な枠組みを考え直す必要がある。しかも利用者の声を反映するような形で民間がイニシアチブをとるべきであろう。その場合、構造的課題として、次の事項などが検討されるべきである。

(1)事前予防から迅速な事後救済へという方向性を踏まえ、大蔵省、証券取引等監視委員会、自主規制機関の間の役割の再調整

(2)参入・退出基準明確化(免許制・登録制の選択の問題)

(3)業務やプライシングの自由化

2. 機関投資家による運用パフォーマンスの公開促進

投資信託・年金の運用に関する一連の措置により、多様化が推進すると考えられるが、機関投資家の競争が促進され、運用技術の向上を担保するためにも、また、自己責任に基づく選択を徹底するためにも、時価ベースで比較可能な形の運用成果の公開を早急に行なうべきである。

3. 新商品開発競争の促進

仲介者によるイノベーションを促すために、証取法上の有価証券の限定列挙方式を見直し、創業者利益を認めるべきである。

また、金融のグローバル化の中で、証券化や店頭派生商品に関する法律の整備も急務である。

4. 利用者制限の見直し・緩和

出資法との関連によるノンバンクの社債調達が制限されていることが一つの例であるが、我が国では投資家に対してもさまざまな運用規制が課されている。

私募のようにディスクロージャーを制限する故に投資家を限定するといった場合を除き、これらの制限は緩和の方向で関係法令を改正すべきである。

5. 社債流通市場の効率化の推進

社債登録法を見直して、受渡し・決済制度の改善を行ない、電子化・集中化した振替決済機構を創設して、最低限国債並みの取引インフラを整備する必要がある。

6. 取引に係わるコンプライアンスコストの削減

証券取引の際に投資家から取得しなければならない「確認書」の類は15に及ぶ。また、法定帳簿の保存義務も膨大なコストを仲介者に強いている。それぞれの必要性をもう一度見直し、整理するとともに、必要なものについても例

例えば電子データ媒体による帳簿の保管といった情報・通信技術の応用を積極的に図り、コストの削減を目指すべきである。

．エネルギー

1. 電源開発計画における入札電源の位置付けの明確化による新規参入促進

(電気事業法改正の趣旨を活かす具体的運用の必要性)

今次、電気事業法改正に伴い、一般企業による発電事業への参入規制が緩和された。この卸発電事業の自由化に伴い、新規電源の開発促進や発電コストの低下という効果が期待され、中長期的には国際的に見て割高な我が国の電気料金の引下げに資することが期待される。

このような改正の趣旨を活かすためには、出来るだけ多くの企業が新規に発電事業へ参入し電源供給に占めるシェアを高めていくような、次に掲げる項目についての工夫、つまり運用のあり方が今後の重要な課題となる。

(1)入札電源の規模、電源の性格(ベース、ピーク等)

(2)応札案件に対する評価基準(価格、立地、燃料、環境等々)

(3)託送条件(料金等)

また、入札制度を含めた運用基準の透明性の確保、事前の公示等も求められ、入札電源の位置付けに関するグラントデザインの策定・公表が待たれる。

2. 電力事業における直接供給規制の緩和

今次、電気事業法改正で前項で論じたような卸発電事業の自由化とともに、特定電気事業制度が創設された。

しかし、競争促進による電気料金の引下げという観点に立つと、卸発電事業の自由化は間接的効果にとどまり、特定電気事業制度は地域範囲が限定的なため、その効果も限られたものでしかない。

長期的電源開発の確保という観点等から一般企業による直接供給規制の緩和に課題があることは理解できるが、電気通信分野の自由化等の例からも分かるように、参入自由化による競争促進は料金低下に大きな効果があることは見逃すことが出来ない利点である。

直接供給者の供給責任のあり方、需要家の自己責任原則等、直接供給の実現に向けた前向きな議論が必要である。

3. ガス料金の低減化をはかる大口供給の自由化促進

今次の法改正で、年間200万立方メートル以上の大口需要家について地域独占供給の緩和が認められた。

しかし、対象となる大口需要家の数は少なく、また、200万立方メートルという基準も曖昧である。

大口需要の競争促進により、ガス料金の低減化を図るという法の趣旨を鑑み、年間契約数量の一層の引下げを早期に行なうべきである。

4. ガソリンスタンド開設時におけるガソリン供給元証明の廃止

石油製品販売業(ガソリンスタンド/SS)開設に当たって、現状は主たる仕入先を届け出ることが義務付けられている。(石油業法施行規則第14条)

制度の目的は、安定供給維持・品質維持と言われるが、いずれも妥当性に乏しい。むしろ輸入自由化による供給先の多様化や異業種からSS業界への新規参入を図ろうとする動きに対する既存元売り業者の既得権維持、系列SS擁護の道具となる懸念がある。

新規参入による競争促進・効率化を促し、ガソリン小売価格の低下を実現するためにも無用な届出事項は廃止すべきである。

5. ガソリンスタンドのセルフ化の解禁

セルフSSの解禁については、安全上の観点から慎重論もあるが、欧米でも普及している例のごとく、少なくとも一律に禁止する理由は乏しい。

むしろ人件費削減、新管理システムの開発等を通じてSS経営の効率化が期待されること、消費者の選択肢の多様化にマッチすること、そしてなによりも

ガソリン価格の低下に資すること等々の長所があり、積極的に取り組むべきと考える。

安全上の問題については、住宅密集地等での制限等欧米の実施状況も調査・勘案の上、原則自由・例外規制の方向で検討すべきである。

・雇用・労働

雇用・労働に関する以下の5つの規制緩和事項については、規制緩和推進計画において、全て「審議会の審議が必要」として「検討する」ということにとどまっている。

日本経済の構造改革に資する柔軟な労働市場を形成するためには、よりスピードを重視した対応が必要である。

1. 有料職業紹介事業の規制緩和

原則自由とし、取扱い不可職業について限定列挙方式とすべき。また、規制を行なう事項については、求職者本人保護に直接関係する内容に限定すべきである。

公共職安との機能補完を果たすことにより、現在特に課題となっいるホワイトカラー層の労働移動の支援策として、大きな効果を期待することが可能である。

2. 労働者派遣事業の規制緩和

原則自由とし、適用除外業務について限定列挙方式とすべき。また、求職者本人保護に直接関係する事項についてのみ規制を行なうことで、法の目的は達し得ると考える。

個人の側からは働き方の選択肢の増加となり得るし、企業の側からも利用の価値があることは既に実証されている。

3. 裁量労働の規制緩和

当該労使において協定する業務については、裁量労働を可とすべき。また、裁量労働においては全ての時間的規制を無くし、当該労働者の裁量に委ねることとすべき。

現在限定列挙されている業種以外にも、例えばいわゆる事務部門における一定レベル以上の企画立案業務など、遂行手段及び時間配分等を当該労働者の裁量に委ねる業務は存在する。これらの業務と裁量労働が許可される「情報処理システムの分析又は設計の業務」とは、当該労働者の裁量という点においては何等違いは無い。企業内での日常的業務運営の方法に熟知する当該労使の協定による道を開くことにより、裁量労働を導入した狙いは一層達せられるものであり、また、乱用を防ぐことも可能である。

また時間的規制について、業務の性質故にその遂行手段、時間配分等を当該労働者に委ねるのであり、この目的からするならば、休日及び深夜時間についてのみ時間管理、すなわち遂行手段及び時間配分等の指示を使用者が行なうというのは不合理である。休日、深夜時間等の使い方も含め、当該労働者の裁量に委ねることが妥当である。

4. 労働契約期間の規制緩和

期間の定めのある場合の期間の上限について、1年を超える契約についても可とすべき。

既に現行法制の中でも勤務形態等の多様化への対応が図られつつあるが、特に専門職の活用について、テーマを定めた請負的労働契約のごとき形態が考えられる。

こうした場合、例えば研究開発の専門職について1年の契約期間では短期に過ぎる。

5. 女性の雇用に関する規制緩和

時間外労働についての上限時間規制、休日労働規制、深夜労働規制を撤廃すべき。現在では、何故女性に対してのみ上記制限を加えるのかという合理的理由が存在せず、また、女性の職場進出の障害となっている。労基法上の女性保護規定は、母性保護に直接関係する内容に限定すべきである。また、指揮命令従事者等に対しては、上記制限の適用が除外されているが、指揮命令従事者等とそうでない者との間で、取扱いを異にする理由は存在しない。

・競争政策

1. 持株会社禁止規定の撤廃

規制緩和推進計画では、「検討を開始し1997年までに結論を得る」とこととされているが、貴小委員会の論点整理における「規制緩和の意見」にあるように、我が国市場をより開放的なものとし、また事業者の活動をより活発にするためにも、撤廃が必要である。

2. 大規模会社の株式保有総額規制の撤廃

規制緩和推進計画では、「総額規制の対象となる大規模会社の要件である資本金額及び純資産額について1995年中にその引き上げを図る」とされているが、貴小委員会の論点整理における「規制緩和の意見」にあるように、本規制は持株会社規制の補完規定として位置付けられてきたものであり、持株会社の一律禁止を改める過程で撤廃すべきである。

・農 業

1. 米穀流通の完全自由化

米穀の集荷・販売の完全自由化の実現に向けた規制の撤廃を要望する。

本年11月、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(新食糧法)が施行される。しかし新食糧法においても計画流通制度を基本に規制が続行されることとされており、また新規参入については許可制から登録制に変更されたが、資格要件が設定されており、実質的には参入は難しい。

新食糧法が施行される今、総合的な農業政策の観点から、米穀を含む農業全体の見直しを行なうチャンスが到来していると言える。日本の食糧供給は、国内生産についてはその効率化を図るとともに、市場原理の導入により内外価格差の縮小に努め、国際競争力を高めることが不可欠である。米穀農業の活性化を図りながら複合的農業経営を促進し、真に産業として育成していくことが急務となっている。

・法 務・その他

1. 法曹人口の大幅増員と抜本的司法改革への着手

明確な手続きに則って、公正かつ公開性をもってさまざまなトラブルを解決する社会的な仕組みとして最も基本にあるものは司法である。行政改革や規制緩和を進める中で、明確なルールと、その違反行為への罰則という仕組みは、今後より重きを増して行く。また、個人にとっても極めて縁遠い現状の司法を、今後はもっと身近で存在感あるものにして行く必要がある。特に司法の中核たる裁判について、これにかかる時間とコスト、そしてアクセスの面で利用しやすいように改善が図られるべきである。

そのためには、まず、法曹人口の大幅な増員を図る法曹養成制度の改革が必要である。さらに、日本社会全体の中での司法府の位置付け等、司法をめぐる基本的な問題について、法曹関係者のみの議論ではなく、"司法のユーザー"たる市民等の声を中心に据えて、幅広い国民的議論を開始すべきである。

2. スtockオプション制度の創設

我が国が長期停滞を打破し、ダイナミズムを取り戻して新たな飛躍を遂げるには、活力の源泉となる新企業・新規事業の輩出が不可欠である。新企業・新規事業の創出なしには、産業空洞化対策・雇用創出も期待し得ない。

米国において、Stockオプション制度は、企業の成長・発展を図っていく上で経営陣・従業員に対するインセンティブとして、極めて有効でポピュラーな手法の一つである。

我が国でも、自社株保有規制を見直し、金庫株としての保有を認めることにより、新企業・新規事業の創出を促すStockオプション制度を是非とも導入するべきである。

以 上